



福井労働局発表  
平成24年11月30日

担  
当

福井労働局労働基準部

健康安全課長 福井令以

産業安全専門官 西端保秀

電話 0776-22-2657 (直通)

## 冬期間無災害運動を実施します

～急がない あせらない 徹底しよう、転倒防止と無災害～

実施期間：平成24年12月1日から平成25年2月28日まで

福井労働局（局長：谷藤 仁）では、冬期間の積雪・凍結等による労働災害防止及び年末年始の非定常作業等の労働災害防止運動を積極的に展開することにより、さらなる死亡災害及び休業災害の減少を図るため、別添の「冬期間無災害運動実施要領」を定め「冬期間無災害運動」を実施することといたしました。

福井県内においては、毎年、冬期間中、積雪・凍結等に起因して被災する労働者の割合は、同期間の死傷者全体の約3割を占め、多発している状況にあります。特に、積雪・凍結等により滑って転倒する災害が、それらの災害全体の約8割を占め、手足の骨折等の重傷災害も発生しています。

平成23年12月から平成24年2月末までの積雪・凍結等による休業4日以上労働災害については、63人の方が被災し、そのうち積雪・凍結等により転倒された方が44人、屋根の雪下ろし等において墜落・転落された方が10人、スリップ等による交通事故に遭われた方が8人といった状況にあります。さらに、死亡災害についても、平成24年1月には、フォークリフトを使用して駐車場の除雪作業中にフォークリフトごと転倒し、その下敷きになるという災害、平成22年3月には、道路の凍結によるスリップで車両が横転し、路上に投げ出され死亡するという痛ましい災害が発生しています。

特に、年末年始は、あわただしく生活のリズムも変わりやすく、荷動きの増加、気象条件（積雪・凍結等）、交通事情等から労働災害が増加する時期であり、各事業場、職場では、災害防止のための特別な配慮が必要となってまいります。

これらのことから、福井労働局では、冬期間の積雪・凍結等の労働災害防止及び年末年始の非定常作業等の労働災害防止運動を積極的に展開することにより、さらなる死亡災害及び休業災害の減少を図るため、「冬期間無災害運動」を実施することとします。

## 冬期間無災害運動実施要領

～急がない あせらない 徹底しよう、転倒防止と無災害～

福井県内においては、毎年、冬期間中、積雪・凍結等に起因して被災する労働者の割合は、同期間の死傷者全体の約3割を占め、多発している状況にある。特に、積雪・凍結等により滑って転倒する災害が全体の約8割を占め、手足の骨折等の重傷災害も発生している。

平成23年12月から平成24年2月末までの積雪・凍結等による休業4日以上労働災害については、63人もの方が被災し、そのうち積雪・凍結等により転倒された方が44人、屋根の雪下ろし等において墜落・転落された方が10人、スリップ等による交通事故に遭われた方が8人といった状況にある。さらに、死亡災害についても、平成24年1月には、フォークリフトを使用して駐車場の除雪作業中にフォークリフトごと転倒し、その下敷きになるという災害、平成22年3月には、道路の凍結によるスリップで車両が横転し、路上に投げ出されるという痛ましい災害が発生している。

特に、年末年始は、あわただしく生活のリズムも変わりやすく、荷動きの増加、気象条件（積雪・凍結等）、交通事情等から労働災害が増加する時期であり、各事業場、職場では、災害防止のための特別な配慮が必要となる。

これらのことから、冬期間の積雪・凍結等の労働災害防止及び年末年始の非定常作業等の労働災害防止運動を標記スローガンの元に積極的に展開することにより、さらなる死亡災害及び休業災害の減少を図るため、「冬期間無災害運動」を実施することとする。

### 1 実施期間

平成24年12月1日から平成25年2月28日まで

### 2 主唱者

福井労働局、福井・敦賀・武生・大野労働基準監督署

### 3 実施者

事業者

### 4 主唱者の実施事項

- (1) 労働災害防止団体等に対する協力要請
- (2) 事業者、労働災害防止団体等が行う労働災害防止活動に対する指導・援助
- (3) ホームページ、記者発表等による広報

### 5 事業者の実施事項

- (1) 経営トップによる年末年始時期に係る安全衛生方針の決意表明
- (2) 安全の一声かけ運動、作業開始前ミーティング及び安全衛生パトロールの実施
- (3) 積雪・凍結等による転倒・転落災害防止のため、滑りにくい履き物をはく、小さな歩幅で歩く、滑り止めマットを設置する等の実施
- (4) 屋根の雪下ろし等による墜落・転落防止のためのK Y（危険予知）活動の実施
- (5) 交通労働災害防止ガイドラインに基づく、冬期間の交通労働災害防止対策の推進
- (6) 4S活動（職場の整理・整頓・清掃・清潔）の実施
- (7) リスクアセスメントの推進
- (8) 火気の点検、確認等、火気管理の徹底
- (9) 荷主として運送事業者には荷役作業を行わせる場合の安全対策